**7月中旬に新しい保険証と後期高齢者医療保険料決定通知書を送付します** 

②限度額適用図

限度額適用認定証(現役並み所得者)

標準負担減額認定証

齢者医療制

度

# としています。 した医療サ 将来にわたり、 サービスを提供することを目的来にわたり、高齢者の方に安定代と高齢者世代の負担を明確

保険証の更新は8月です 対象となる方 65歳以上75歳未満の亡75歳以上の方 害があり、 加入を希望する方 方で、 定 0)

新しい保険証については7月中本年8月から保険証が変わりま

得区分による申請基準があります 担限度額までとなる制度があります。 額を超えた場合に、その支払いが自己負 それぞれの所得区分による自己負担限度 医療費が高額になったとき 入院・外来の保険適用分の医療費が、 の で、

旬に送

付方法は大きく分けて次の2種類

※発行対象となる方で、

①または② 限度額認

#### (表1) 限度額適用認定証などに該当する場合の申請基準

代理人の身分証も必要です)被保険者の保険証(代理申請申請に必要なもの 保険料の納付 所得区分 現役並み所得者Ⅱ 現役並み所得者! 理申請 一般 I 低所得者Ⅱ の場合は

基準 現役並み所得者Ⅲ 課税所得 690 万円以上 課税所得380万円以上  $\bigcirc$ 課税所得 145 万円以上 課税所得 28 万円以上 現役並み所得者、一般Ⅱ、低所 得者 Ⅱ、低所得者 Ⅰ以外の方 世帯全員が住民税非課税 世帯全員が住民税非課税で世  $\bigcirc$ 2 帯の所得が一定の基準以下の 低所得者 I 方と、老齢福祉年金受給者

(表2) 普通徴収の納期

期別	納 期 限				
第1期	令和 5年	7/31(月)			
第2期		8/31(木)			
第3期		10/31(火)			
第4期		11/30(木)			
第5期	令和 6年	1/31(水)			
第6期		2/29(木)			

〒895-8650 薩摩川内市神田町 3 番22号

薩摩川内 太郎 様

で保険料を支払う納付方法を普通徴収 や金融機関への手続きによる□ 後期高齢者医療の対象になった方な ます。納期は(表2)のとおり 新たに ]座振替 です

市役所から自宅に郵送された納付書

お知らせします。なおの開始時期などについる。 は、納付書により納めていただく期年金天引きが始まるまでの一定期間 発生します。なお、年金天引き納付書により納めていただく期

続きの必要はありません。ただ※この方法による支払いの場合は、 医療制度加入の方は、

る納付方法を**特別徴収**とい として年金天引きで納めます 年金から自動的に保険料を天引 います

# 特別徴収(年金からの天引き)

## 決定通知書が届いたら、まず確認!

保険料の納付方法について、『今までどおり年金から 引かれるだろう』、『口座振替されるだろう』と思われて いませんか。

所得の変更や世帯構成の変更などにより、納付方法が 変わる場合があります。

決定通知書が届いたら、封筒に納付書が入っていないか、 必ず確認してください。

後期高齢者医療保険では、皆さまの医療費の動向などを踏まえ 2年ごとに保険料の見直しをすることになっています。

令和5年度保険料率は右記のとおりです。(令和4年度から変更 はありません)

#### 令和5年度保険料率

内訳	保険料率			
均等割額	56,900円			
所得割率	10.88%			
限度額	66 万円			

### 保険料の計算方法

保険料は被保険者全員が負担する「均等割額」と、前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計です。 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割になります。

後期高齢者医療保険料のお知らせ

均等割額 (1人当たりの額) 56,900円

所得割額

(本人の所得に応じた額) [昨年の所得-基礎控除額43万円(注)] ×所得割率10.88%

1年間の保険料 (限度額 66万円)

(注)前年の合計所得金額が2,400万円を超える場合は基準控除額が異なります。

## 保険料の軽減

保険料は、所得に応じて軽減される場合や被扶養者であった方への特例措置として軽減される場合があり ます。

#### (1)所得に応じた均等割額の軽減

同一世帯の被保険者全員および世帯主の所得金額の合計額に応じて均等割額が軽減されます。

同一世帯内の被保険者全員および世帯主の 軽減対象所得金額(※1)の合計額	軽減割合	軽減後保険料
43万円(※2)以下	7割	17,000円
43万円(※2)+29万円×(被保険者数)以下	5割	28,400円
43 万円(※2) + 53.5 万円×(被保険者数)以下	2割	45,500円

- 軽減対象所得金額は、総所得金額などから公的年金に係る所得金額について15万円を上限に控除した額です。
- 同一世帯内の被保険者全員および世帯主で、給与所得者等を有する方が2人以上いる場合は、【43万円+10万円×(給与所得者等 の人数-1人)】となります。なお、給与所得者等とは、給与所得または公的年金所得、もしくはその両方の所得がある方のことです。

#### (2)被扶養者だった方の軽減

被保険者の資格を得た日の前日に被用者保険(協会けんぽ、健保組合、船員保険、共済組合など)の被扶養者で あった方は、資格取得後2年を経過する月までの間に限り、均等割額が5割軽減されます。(所得割額は課され ません)

※前述の所得に応じた均等割額の軽減に該当する方は、軽減割合の大きい方が優先となります。

**9** | Satsumasendai city Public Relations, 2023.7.10